

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例
(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例(平成15年静岡市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「所得税法第22条第2項」を「同法第22条第2項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第27条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第61条及び第63条中「第10号の7」を「第10号の10」に改める。

第64条の2第1項第5号中「第10号の6」を「第10号の7」に改める。

附則第12条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第16条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第19条の2第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第30条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第30条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第34条を次のように改める。

第34条 削除

附則第35条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、

第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第35条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第12条の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条のうち、静岡市税条例附則第30条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第30条の2第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中第18条第2項及び第27条の3第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中附則第12条第1項及び附則第34条の改正規定並びに附則第4項及び附則第7項から第20項までの規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条第2項及び第27条の3第4項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第12条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例附則第30条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の静岡市税条例(以下「旧条例」という。)附則第34条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この項から第20項までにおいて「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第101条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

9 前項の規定の適用がある場合における新条例第104条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第104条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第104条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第104条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第104条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 10 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この項から第20項までにおいて同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第98条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項から第20項までにおいて同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第20条第4項に規

定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を府令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

13 第10項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第104条第1項若しくは第2項、	静岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第12項、
第10条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第11項
第10条第3号	第41条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第104条第1項若しくは第2項の申告書、第123条第1項の申告書又は第148条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第12項の納期限
第104条第4項	府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第104条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第12項
第106条の2	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第11項
	当該各項	同項

第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第12項
----------	---------------	-----------------

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第10項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第105条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第104条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した府令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

15 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第15項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第12項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

第13項の表以外の部分	第10項	第15項
	同項から前項まで	附則第16項の規定により準用する第11項及び前項並びに第15項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第2号の項	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第3号の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第13項の表第104条第5項の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第106条の2の項	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第2項の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第15項

17 平成30年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

18 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第17項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第12項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第13項の表以外の部分	第10項	第17項
	同項から前項まで	附則第18項の規定により準用する第11項及び前項並びに第17項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第2号の項	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第3号の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第13項の表第104条第5項の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第106条の2の項	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第2項の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第17項

19 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の

規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

20 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第19項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第12項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第13項の表以外の部分	第10項	第19項
	同項から前項まで	附則第20項の規定により準用する第11項及び前項並びに第19項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第2号の項	附則第11項	附則第20項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第3号の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第13項の表第104条第5項の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項

第13項の表第106条の2の項	附則第11項	附則第20項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第2項の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第19項

(都市計画税に係る経過措置)

- 21 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。